

後期高齢者医療制度

保険料率が変わります

加入者（被保険者）の方にお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を決めることとなっております。

平成22・23年度の新しい保険料率を、お知らせします。

平成22・23年度の新しい保険料率を、お知らせします。

保険料の計算方法
(平成22年度)

保険料は、全ての加入者（被保険者）の方にかかります。

保険料額は、加入者（被保険者）が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

世帯主や加入者（被保険者）

平成22・23年度
(年間)
44,192円
【1,049円増】

平成20・21年度
(年間)
43,143円

平成22・23年度
10.28%
【0.65ポイント増】

平成20・21年度
9.63%

均等割
(加入者が等しく負担)

所得割
(加入者の所得に応じて負担)

均等割
【1人当たりの額】
44,192円

所得割
【本人の所得に応じて負担】
(平成21年中の所得 - 33万円)
×
10.28%

1年間の保険料
(100円未満切捨て)
(限度額50万円)

この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、7月に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

所得が次の金額以下の世帯	平成21年度		平成22年度 軽減後 均等割額	比較
	軽減割合	軽減後 均等割額		
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	4,300円	4,400円	100円増
33万円	8.5割軽減	6,300円	6,628円	328円増
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の加入者数) 単身世帯の方は該当しません。	5割軽減	21,571円	22,096円	525円増
33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	35,353円	839円増

保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。

の所得に応じて、保険料の軽減があります。

保険料の軽減について

(1) 均等割の軽減
所得に応じて均等割44,192円が次のとおり軽減となります。

(軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

(2) 所得割の軽減
加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

(例) 年金収入180万円の場合
* 軽減判定 180万円 - 120万円(公的年金等控除) - 33万円(基礎控除) = 27万円(軽減に該当)

* 所得割 27万円 × 10.28% × 5割 = 13,878円
年間保険料のうち所得割額分

(3) 被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

この制度に加入した時に、被用者保険の被扶養者だった方は所得割はかからず均等割が9割軽減となります。

被用者保険とは：

全国健康保険協会健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

「医療費通知」について

加入者（被保険者）の皆様は健康や医療に対する理解を深めていただくとともに、制度の健全な運営を図るために、医療費通知を行っています。

平成21年7月から平成21年12月診療分の医療費通知を、3月末に北海道後期高齢者医療広域連合より送付しています。

医療費通知は、請求書ではなく、医療機関等からの診療報酬明細書に基づき、「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院や薬局などから見た一覧です。

医療機関等の請求の遅れなどのため、医療費通知に記載されないことがあります。ご不明な点がございましたら、北海道後期高齢者医療広域連合または洞爺湖町住民課国保医療係へお問い合わせください。

問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-29015601・洞爺湖町役場住民課国保医療係 ☎ 74-3002

